

令和8年6月定例会 経済委員会（付託）

令和8年6月23日（火）

〔委員会の概要 農林水産部関係〕

出席委員

委員長	古野	司
副委員長	原	徹臣
委員	岡本	富治
委員	沢本	勝彦
委員	庄野	昌彦
委員	仁木	啓人
委員	寺井	正邇
委員	近藤	諭
委員	梶原	一哉

議会事務局

議事課副課長	小泉	尚美
議事課係長	鷹取	加奈
議事課主任	広田	亮祐

説明者職氏名

〔農林水産部〕

部長	鈴木	光明
次世代農業担当部長	七條	和義
副理事	柿原	蔵
副部長	福良	憲市
次長（水産振興課長事務取扱）	岡久	正治
次長（農林水産総合技術支援センター 経営推進課長事務取扱）	山本	憲
農林水産政策課長	河井美智子	
農林水産政策課農地政策室長	美馬	義卓
生産流通課長	水口	晶子
生産流通課販売・物流支援室長	新居	義治
鳥獣対策課長	渡辺	裕恭
畜産振興課長	田上総一郎	
畜産振興課家畜防疫対策担当課長	山田みちる	
林業振興課長	井村	慎也
林業振興課木材需要・生産拡大室長	和泉	玲
漁業管理調整課長	嶋村	一郎
農林水産総合技術支援センター所長	伏谷	茂

農林水産総合技術支援センター副所長	宮崎幸一郎
農林水産総合技術支援センター経営推進課 企画・プロジェクト担当課長	三木千奈美
農山漁村振興課長	谷本 修
農山漁村振興課中山間地域振興室長	新居 宏延
生産基盤課長	若山 健一
生産基盤課水産基盤・国営担当課長	野村 卓也
森林土木・保全課長	永本 吉宏

【報告事項】

- 令和 7 年度ターンテーブルの運営状況等について（資料 1）
 - 令和 7 年度野生鳥獣による農作物被害の状況について（資料 2）
-

古野司委員長

ただいまから経済委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに議事に入ります。

これより農林水産部関係の審査を行います。

農林水産部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところでありますが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

鈴木農林水産部長

農林水産部関係につきまして、2点御報告させていただきます。

1点目は、令和 7 年度ターンテーブルの運営状況等についてでございます。

資料 1 を御覧ください。

この度、飲食・宿泊・交流機能を通じ魅力を体験できる、首都圏における本県の情報発信拠点であるターンテーブルの運営状況等を御報告いたします。

まず一つ目でありましたが、令和 7 年度の主な取組実績についてであります。

旬の食材を使ったメニューフェアや、県産品の販路拡大を図るためのテストマーケティング、商談会などを実施いたしました。

2 番目の運営状況でございます。中段の表を御覧ください。

施設利用者数は、宿泊の利用者が増加した一方で、飲食・物販の利用者が減少し、施設全体では、前年度より減少いたしました。

収支状況についてであります。総売上高は前年より減少したものの、経費を抑えたことにより経常利益が増加いたしました。

ターンテーブルがきっかけとなって県産食材等の取引につながった売上額につきましては、前年度と同程度の 3 億 6,453 万円となっております。

続きまして、3、ターンテーブルの営業終了についてでございます。

昨年度設置いたしました運営評価委員会の意見や施設所有者の意向などを勘案し、ターンテーブルの営業は令和 8 年 12 月末までとし、原状回復工事の上、令和 9 年 3 月末で施設を明け渡すこととしております。

4 番目の今年度の主な取組でございます。

開設から10年目を迎えるターンテーブルの集大成として、首都圏において更なる認知度向上や魅力発信、販路拡大に向けたイベントの実施に加え、これまで食材を供給いただいた生産者の皆様へ、ターンテーブルが営業終了した後も引き続き販売が続けられるようにフォローアップ等にはしっかりと取り組んでまいります。

2 点目でございます。令和 7 年度野生鳥獣による農作物被害の状況についてでございます。資料 2 を御覧ください。

1 番目の被害額でございますが、8,081 万 2,000 円となっており、前年度から 565 万 7,000 円の減少となっております。

2 番目の獣種別作物被害額の概要でございますが、ニホンジカによる被害額が 4,148 万 9,000 円と前年度に比べ増加しておりまして、果樹の被害額が 65% を占める状況となっております。

一方、イノシシとニホンザル、カラス、ヒヨドリなどその他の獣種による被害額は減少しております。

3 番目の獣種別の捕獲頭数といたしまして、継続的な有害鳥獣捕獲や個体数管理を推進した結果、捕獲総数としては前年度比 89% となりましたが、先ほど申し上げた被害の多かったニホンジカにつきましては 2 万頭を超え、前年度比 108% と過去最多となっております。

4 番目の今年度の対策といたしまして、国の交付金を活用した侵入防止柵の設置、追い払い、ICT 技術を活用した自動捕獲システム等の導入により、防護と捕獲の強化を図ってまいります。

また、とくしまハンティングスクールなどによる担い手の確保を進めるとともに、昨年 6 月に発生した有害鳥獣捕獲中の事故を受け、ヘルメット等の安全対策に係る支援や事故防止のための学び直しなど、安全確保を図ってまいります。

今後とも効果的な対策を進め、農作物被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

古野司委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

岡本富治委員

いろいろ御報告を頂きました。これは質問ではないんですが、野生鳥獣の被害は 93% で減ったことになっているんですが、体感治安からすると、決してこんな数字ではありません。全く違うと思います。山に住んでいると。だからそういうことを、交通違反と一緒に数字は届けないところなのだけど、少なくともこういう状況ではないということ、部長はうなずいてくれていますので大丈夫だと思いますが、特に分かっておいてほしいなと思います。

対策とかはいっぱいあるのだけど、なかなかあれで。防護対策というのは、私の山は 1 km 半やっているのです。あれはみんな交付金だからね。ほとんど。汗を流して頑張っている人には負担が掛からないというか、きちんとしたほうがいいと思いますので、これは質問ではないですが。

これは質問なんですが、ターンテーブルは、今度の担当は新居さんなんだけど、実はあれをやる時は、県観光協会の新居さんがずっと頑張っていて、なぜかこの質問をずっとしていました。いつオープンするのかという質問に答えてもらったりして、何か思いがあるんだけど、先ほどの部長の報告のとおりで別に異論はないです。

でも果たしてきた役割は非常に大きいので、そのこともしっかり胸に刻んでおいてほしいと思うんですが、先ほど報告もあったけど令和 7 年度の事業というか、もう少し具体的に、商談会等々とあるんですが、簡単でいいけど具体的に言ってくれますか。

新居生産流通課販売・物流支援室長

ただいま岡本委員から、ターンテーブルの令和 7 年度の主な取組実績について簡単にといいことでございます。

令和 7 年度のターンテーブルにおける主な取組実績の具体的な内容につきまして、まず、県産食材の魅力を発信するためにスタチやなると金時、春ニンジンなどの旬の食材を使ったメニューフェアを年間 16 回実施いたしております。

次に、首都圏イベントへの出張出店では、9 月に開催されました渋谷最大の例大祭であります渋谷金王八幡宮例大祭や、11 月のふるさと渋谷フェスティバルに出店するとともに、ターンテーブルの協力店と連動させた徳島フェアを実施しております。

また、テストマーケティングでは、県内 10 事業者の商品をレストランやマルシェで提供、販売いたしまして、首都圏消費者の反応を事業者にフィードバックし、商品のブラッシュアップを支援しております。

さらに、昨年 10 月に開催いたしました阿波ふうど試食商談会におきましては、県内 7 事業者と首都圏のバイヤー等 50 名が参加いたしまして、具体的な活用シーンをイメージした料理を提供した商談を実施しております。

岡本富治委員

報告があったとおり、結構いろんな役割というか、首都圏の中ですごく頑張ってこられたなと思っていて、今日は穏やかなんですが、この問題では部長、議会が大変だったことがいっぱいあります。ターンテーブルはね。

そういうことも含めて知っているのは、ひょっとしたら寺井委員と庄野委員ぐらいでしょうか。大変なことだった。でもそれだけ大きな事業だったと思うので残念な気がするんだけど、来年 3 月に終了するまでのスケジュール感というか、そういうのを丁寧に言っておいてくれたほうがいいと思います。

新居生産流通課販売・物流支援室長

ただいま岡本委員より、ターンテーブルの終了に向けたスケジュールについて御質問を頂きました。

ターンテーブルにつきましては、東急株式会社が所有いたします施設を県が物件管理者でありますジャパンアセットマネジメント株式会社から借り受けて、それを運営事業者である株式会社ターンテーブルに転貸借しております。

契約上、期間満了となります令和 9 年 3 月末までに、株式会社ターンテーブルから施設の明渡しを受けまして、原状回復工事を行った上でジャパンアセットマネジメント株式会社に明け渡すこととなっております。

ターンテーブルは飲食、宿泊、交流機能を持ったアンテナショップとして運営開始時にリノベーション工事を行っておりまして、その際にレストランの厨房施設ですとかホテルの宿泊施設を設置しております。原状回復にはこれらの撤去作業を伴いますことから、数箇月程度の工事期間が必要になります。

このため、株式会社ターンテーブル及びジャパンアセットマネジメント株式会社と物件の明渡し等について協議を重ねました結果、ターンテーブルの運営は今年末、令和 8 年 12 月末までとし、株式会社ターンテーブルから物件の明渡しを受けた後に原状回復工事等を行った上で、令和 9 年 3 月末にジャパンアセットマネジメント株式会社へ明け渡す予定としております。

なお、原状回復工事に掛かる費用につきましては、ジャパンアセットマネジメント株式会社との賃貸契約の規定によりまして、開設時にお認めいただきました敷金 5,000 万円から充当されることになっております。さらに、この敷金が上限となるように契約時に定められております。

岡本富治委員

頑張ってくださいね。終わり方は難しいからね。

改めて聞くのだけど、ターンテーブルをやめることになった最大の理由を改めて言っておいたほうがいい。

新居生産流通課販売・物流支援室長

ただいま岡本委員より、ターンテーブルの契約を延長しない、事業終了の理由を改めてということでございます。

まず昨年度、ターンテーブルの設置効果を客観的に評価していただくために、外部有識者から成りますターンテーブル運営評価委員会を設置いたしまして、11月28日に運営評価委員会から意見書を頂いております。

その意見書では、県産食材を利用した質の高い料理の提供や地域とのつながりを深める活動などにより、情報発信や販売、販路拡大において一定の成果を上げていると評価された一方で、徳島県をあえて前面に出さないコンセプトや繁華街から外れた現在の立地では県や県産食材の発信は限定的であるとの御意見や、施設が老朽化しており、今後多額の改修費用が見込まれるといった課題が指摘されるとともに、更なる認知度向上や販売拡大を図るには、現在の立地や形態にとらわれず施設運営のコンセプトの見直しが必要であるとの提言を頂いております。

この評価委員会からの御意見に加えまして、今後は東京だけではなく大阪、京都、福岡などインバウンドが集まる地域でも県産農林水産物のPRを行っていく必要があることで

すとか、県産品の販路拡大を担う地域商社が設立されたこと、施設の開設から10年目を迎えること、施設の老朽化が見られること、さらに施設所有者でございます東急株式会社から契約の継続を希望しない旨の意向が示されたことなどを総合的に判断いたしまして、県としては現在の施設の賃貸借契約を更新せず、令和9年3月をもって事業終了としたこととでございます。

岡本富治委員

やめる時が肝腎なので。最終年度、もうちょっとだよ。終わりまで手を抜かないでというか、しっかりやってほしい。もう一回、その意気込みというか、どういうふうになるのか。

新居生産流通課販売・物流支援室長

ただいま岡本委員より、今年が最終年度になるということで、今年の実組の御質問を頂きました。

ターンテーブルは徳島の食とライフスタイルをテーマとした情報発信と交流の拠点として開設しております。先ほども御説明しましたとおり、県産食材の魅力を引き出す多彩な料理の提供やテストマーケティングを通じた消費者ニーズのフィードバックなどに取り組んでおりまして、評価委員の皆様からも一定の成果を上げたとの御意見を頂いております。

このため県といたしましても、開設から10年目を迎える今年をターンテーブルの集大成として、営業終了となります12月末まで県産食材の魅力発信や販路拡大にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

具体的には、情報発信の強化につきましては、県や県人会等のSNSなど、あらゆる媒体を活用し、ターンテーブルでのイベント情報を発信することにより、ターンテーブルに足を運んでいただき、県産品の魅力発信を強力に進めてまいりたいと考えております。

キャンペーンの強化につきましては、なると金時や阿波尾鶏を用いた訴求力の高いメニューフェアやマルシェを実施するほか、宿泊客の多くを占めるインバウンド向けにハラル等を含めたメニュー開発を行います。

また、これまで御協力いただきました関係者の皆様や御利用いただきました皆様、お客様への感謝を含めまして、県人会等と連携いたしました交流イベントですとか感謝セール等を実施して、関係人口の更なる創出を図ってまいりたいと考えております。

さらに生産者へのフォローアップといたしまして、ターンテーブルに出荷していただいている事業者をはじめ、県内事業者の皆様の首都圏での販路が来年度以降も途切れることなく継続、拡大いたしますように、地域商社と一体になりまして試食商談会等を実施し、しっかり取引をサポートしてまいりたいと考えております。

ターンテーブルは本年12月末まで営業しておりますので、県といたしましてもターンテーブルが有する徳島や徳島の食の情報発信、交流拠点としての機能を活用して、最後まで徳島の魅力発信にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

岡本富治委員

地域商社ができたのも一つの理由だし、そこと連携してというのもよく分かります。

亡くなってしまったんだけど地域商社の横石知二さんとは、よく一緒にあそこに行ったんですが、これは渋谷の中で、都会ですごく良いよねと、実はずっと言っていました。その思いを引き継ぐというか、しっかり終わりをきちんとしていただきたい。

1 回ぐらい泊まりに行きます。何か懐かしい思いがする、そう思っていますので、もう一回言いますが、終わる時、閉店する時に、みんなに惜しまれるような、残念だなと、あの地域の人、都会の人に思っていたけりような締めくくりをきちんとしてほしいなと要望して、この件は終わります。

あと一つ、本会議で部長に中山間地域振興室ができましたと言っていて、すごく嬉しかったんです。中山間地域をしっかり振興していかなければいけないのだけど、今まで、鳥獣何とか、ふるさと何とか、全然違う名前のところが担当だった。正に中山間地域のいろんな事業がありますよね。中山間地域振興室ができたことは本当に良かったなと私は思っているんです。

大体分かるんだけど、すごく良いことなんだけど、どういう状況で中山間地域振興室ができたのか、しっかり言っておいてください。

新居農山漁村振興課中山間地域振興室長

ただいま岡本委員から、中山間地域振興室の設置について御質問を頂いております。

まず、本県の中山間地域におきましては、食料生産の重要な拠点であるだけでなく、水源かん養であったりとか災害の防止、また伝統文化の継承といった多面的な機能を発揮する極めて重要な役割を担っていると考えております。

その一方で人口減少や高齢化が進行する中、地域の持続性の確保が喫緊の課題となっております。

この課題に対応するために施策を個別にばらばらで実施するのではなくて、各施策を有機的に結び付けた多角的なアプローチが必要不可欠と考えております。

このため県では今年度、農山漁村振興課に中山間地域振興室を新設したところでございまして、今後はより一層、地域の方のニーズにお応えできるよう様々な施策を連動させながら、中山間地域の振興に一体的に取り組んでまいりたいと思っております。

また、当室の事業関係のお話を若干させていただきますと、これまで別々の課が所管しておりました農村 RMO や、とくしま農山漁村（ふるさと）応援し隊、また農泊の推進、棚田の振興、さらには多面的機能支払制度であったりとか、中山間地域等直接支払制度など、様々な業務を一体的に担って、施策の相乗効果を図ってまいりたいと考えております。

岡本富治委員

都会の人みんなに分かってもらわないと困るので。

中山間地域等直接支払交付金の予算は確か同じだったと思います。260 億円ぐらいかな。去年も今年も予算で見ると同じなんですよね。でも部長の今回の答弁で、徳島県はそうではないという意気込みを私は感じましたので、そのようにしっかり頑張ってもらいたいと思うんです。先ほど頂いたのだけど、もう少し具体的に分かりやすく言ってください。もう一回言います。都会の人が分かるように、山の人には分かっているから、お願いします。

新居農山漁村振興課中山間地域振興室長

ただいま、中山間地域振興室の業務につきまして、岡本委員より御質問を頂いております。

事業のほうは先ほど御説明させていただきましたけれども、少し業務のお話をさせていただきますと、まず複数の集落が連携しまして農用地保全や生活支援などを一体的に行う農村RMOの形成は、地域の持続性を確保するための極めて有効な手立てと考えております。県としましては、農村RMOの形成を重要施策の一つとして位置付け、積極的に推進してまいりたいと考えております。

また、地域の活力維持には外部の方の力も不可欠でございます。本県独自の事業で強みでもございます、とくしま農山漁村（ふるさと）応援し隊の活動を今後、更に活性化させまして、農村RMOや農泊といった施策ともしっかり連携させながら、戦略的に外部人材の呼び込みに取り組んでまいりたいと考えております。

さらに農泊などの地域資源の活用におきましては、外部の方の視点を生かして、未利用の地域資源がたくさんございますので、それを発掘しまして魅力的なコンテンツの開発につなげる取組を支援することで、地域の稼ぐ力の向上を図ってまいりたいと考えております。

またあわせて、中山間地域等直接支払制度等、国の関連施策を最大限に活用して取り組んでまいりたいと思っております。

岡本富治委員

よく分かりました。中山間地域振興室予算の中に、今年の新規事業で棚田地域振興対策推進事業というのがあるんですが、新規でこれができたというのがほとんど知られていないんです。あえてこれは質問をしません。答弁が大変だから。

でも、この新規事業によって結構いろんなところがいけるんです。もう駄目かなという集落がこれによっていけそうな事業なんですね。結構あるんですよ。でも、あえて言いませんけど、ほんの少しの額でその地域が元気になったら、正に中山間地域の、部長のおっしゃるとおりのことになるんですよ。

もう一回言うけど、棚田地域うんぬんとかいろいろある。もう一つ、RMOとか、うちでいうと、ふれあいの里さかもとというのが高齢化でやめてしまいました。そこを何とかしないといけないとか、そんなのも結構あるんですよ。それを担当したのが新居という人なんですけど、今日答弁してくれた人はみんな新居なんです。なぜかみんな新居なんです。新しい居宅と書きますよね。それが正に棚田の中にあったり、中山間地域の中にあったりして、そこに行ったら水が清らかで空気がおいしいんですよ。

よく言うんですが、古野委員長のところの人口密度は10人を割りつつある。上勝は11.5人。何が言いたいかといったら、1㎢にそれだけしか住んでいないから、間違いなく空気がおいしいんです。そのことをしっかり訴えてくれたら新しい居宅になるのかなと思いますので、頑張ってください。

近藤諭委員

私からは、先ほど御報告がありました野生鳥獣による農作物被害の状況についてお伺い

いたします。

提出された資料によりますと、令和 7 年度におけるニホンジカの被害額と捕獲頭数が共に増加しておりますが、これはニホンジカが増えているからではないかと考えております。

そこでまず、県内における生息状況も含め、被害額や捕獲頭数が増加した要因をどのように分析しているか教えてください。

渡辺鳥獣対策課長

ただいま近藤委員から、ニホンジカの生息状況を含め、被害額や被害頭数が増加した要因について御質問を頂きました。

シカの農作物被害につきましては、被害金額を算出する際の根拠であります被害面積自体は前年度からほぼ横ばいで推移しておりますものの、被害の約 6 割が比較的単価の高いミカンやスダチなどの果樹であることに加え、昨年度単価が高騰いたしました水稻への被害が重なったことによりまして、令和 7 年度の被害金額が増加したものと分析いたしております。

また、ニホンジカの生息状況につきましては、県が個体数調査を委託しております専門機関によりますと、令和 6 年度の県内の推定個体頭数は約 10 万 7,000 頭と推計されております。県内の近年の気候変動、それから特に地球温暖化に起因いたします積雪量の減少等に伴いまして、冬を越せるシカの頭数が増加傾向にあることから、個体数が増加していると分析いたしております。

個体数の増加に応じまして捕獲頭数も毎年増加しており、こうした状況の下、市町村や猟友会などの関係機関の方々と連携して狩猟や有害鳥獣捕獲などを積極的に進めた結果、令和 7 年度には過去最多となります 2 万 223 頭の捕獲実績を達成したところでございます。

近藤諭委員

ただいま、気候変動に伴うシカの増加により過去最多の 2 万頭を超える捕獲をしている状況であるとか、高単価な果樹、水稻への被害が重なったということで、被害額や捕獲頭数が増えている要因について御説明いただきましたが、資料にはないんですけども、令和 7 年度のニホンジカによる農作物被害に地域的な特徴があれば教えてください。

渡辺鳥獣対策課長

ただいま委員より、ニホンジカによる農作物被害の地域的な特徴について御質問を頂きました。

令和 7 年度のニホンジカによります農作物被害については、地域的な特徴といたしまして、県西部や県南部では令和 6 年度と比べて被害額が減っている市町村が多く、一方で県東部では、先ほどお答えいたしましたミカンやスダチなど、比較的単価の高い果樹栽培や、単価が高騰いたしました水耕栽培が行われている市町村において被害額が増加しているという特徴が見受けられます。

近藤諭委員

ただいま、令和 7 年度は県東部地域におきましてニホンジカによる農作物被害が増えて

いると説明いただきました。

是非、県東部地域におけるニホンジカの被害防止対策をどんどん進めてもらいたいんですけれども、最後に資料 2 の 4 にある今年度の対策に加えて、県東部地域をはじめ農作物被害が増えた地域に焦点を当てた具体的な取組があれば教えてください。

渡辺鳥獣対策課長

ただいま近藤委員より、県東部地域をはじめニホンジカの農作物被害が増えた地域に焦点を当てた具体的な対策、取組について御質問を頂きました。

令和 7 年度に県東部で増加いたしましたニホンジカの防止対策については喫緊の課題であろうと考えております。今年度予定しております各種対策のうち、ICT を活用いたしました罠の遠隔監視やセンサーによる自動捕獲システムにつきましては県南部、県西部では既に導入されておりますが、現在、県東部地域での導入事例がございません。

そこで県東部など、被害地域に焦点を当てた具体的な一手といたしまして、自動捕獲システムの導入を検討していただけるよう鳥獣被害防止総合対策交付金の活用を含め推進していきたいと考えております。

今後とも市町村や猟友会との連携の下、各地域の実情に合わせた鳥獣被害防止対策に取り組んでまいります。

近藤諭委員

農作物被害の半数以上を占めるニホンジカへの対策として、被害が増えている県東部地域へ焦点を当てて ICT を活用した効率的な捕獲を推進することは、被害低減の観点から大変心強いと感じております。

こうした取組は、増大するニホンジカの個体数を確実に減少させ、県内農業を守るため実効性の高い対策であると考えております。

県においては引き続き市町村や関係機関と緊密に連携しながら、ニホンジカの徹底した捕獲強化を主軸に捉え、地域における野生鳥獣被害の防止と現場の安全確保を強力に推進してもらいたいとお願いして、質問を終わります。

梶原一哉委員

まず、ターンテーブルについてお伺いいたします。

ターンテーブルも様々な紆余曲折がありましたけれども、経営者の方も一生懸命頑張られて、本当に残念な気持ちもいたします。

先ほど岡本委員の質問で答えられていましたけれども、原状回復工事を実施して令和 9 年 3 月末で明渡しをするということです。原状回復工事について、どういう原状回復をするか、契約書にはどのように書いてあるのでしょうか。

新居生産流通課販売・物流支援室長

ただいま梶原委員より、ターンテーブルの原状回復工事に係る契約の内容等について御質問を頂きました。

原状回復工事につきましては、ターンテーブルの施設管理者でありますジャパンアセッ

トマネジメント株式会社と県との賃貸借契約書の第28条に規定がございまして、まず第1項で本契約の終了に際しまして乙、県は本物件に設置した造作その他の設備等について原状に回復しなければならないこと、第2項に原状復帰工事は甲、ジャパンアセットマネジメント株式会社又は甲の指定する者が行い、その費用は敷金から充当し敷金を上限とすること、それと第3項で工事の費用が敷金を下回る場合は残金を乙、県に返還することと規定されております。

先ほども申し上げましたが、ターンテーブルは開設時にリノベーション工事を行っており、リノベーション工事で設置いたしました厨房施設とか宿泊施設等の什器と設備の撤去が必要でございますので、契約書に基づきまして敷金を上限に原状回復工事を行うこととしております。

なお、原状回復工事の詳細につきましては、現在ジャパンアセットマネジメント株式会社と協議を行っているところでございます。

梶原一哉委員

確認なんですけれども、ちなみにターンテーブルが入る時は、この中の状態というのはスケルトンの状態だったのですか。それとも以前に御商売されていた方が置いていった何らかの設備があったということですか。

新居生産流通課販売・物流支援室長

ターンテーブルは、県がリノベーション工事を行う前はペット関係の専門学校でございました。スケルトンだったかどうかは確認できておりませんが、リノベーション工事で設置したような内容の、厨房施設とか宿泊施設が全くない学校のような施設でございましたので、県がリノベーション工事で新たに設置したものについては撤去が必要であると考えております。

梶原一哉委員

県が設置した設備については撤去の必要性があると思うんですけど、全部が全部ではないと思うんですよね。以前の借主が残していったものがかなりあると思うので、もちろん契約書にはスケルトンで明け渡すとかの特約が書かれていないのであったら、飽くまでも県が取り付けた設備のみを撤去すれば、それで契約の履行になると思います。

5,000万円というかなり大きな敷金を預けておりますので、立ち退きに対してのこちらの義務以外の費用をジャパンアセットマネジメント株式会社が要求してくることはあり得ないことです。県の担当者の方も大変だと思うんですけど、その辺、県がどこまで設備を撤去するのかということについては、ジャパンアセットマネジメント株式会社も不動産のプロですので、様々な交渉をしてくるのでしょーうけど、5,000万円のうち、かなりの金額が返ってくるように、しっかり努力していただければと思いますので、それだけよろしくお願いします。

続きまして、近年の農林水産物の輸出総額と輸出実績、今後の目標について教えていただければと思います。

新居生産流通課販売・物流支援室長

ただいま梶原委員より、農林水産物の近年の輸出実績と今後の目標について御質問を頂きました。

まず県内の食市場が人口減少で縮小しております中で、海外で拡大しております食のマーケットを獲得していくことは、本県の農林水産業の維持・発展には非常に重要なことであると認識しております。

このため県といたしましては、県産農林水産物の輸出促進に積極的に取り組んできたところでございまして、輸出金額につきましては平成24年度の調査開始時は1.2億円だったのですが、それから右肩上がり輸出金額が拡大しているところでございます。

直近の輸出金額、令和6年度の農林水産物等の輸出金額につきましては、令和5年度、前年度の41.5億円から8.4億円増加しまして、過去最高の49.9億円となったところでございます。

今後の目標につきましては、令和6年3月に策定されました徳島新未来創生総合計画において、令和10年度における輸出額を令和3年度の29.9億円の約3倍となります91.8億円まで増加させる目標を掲げまして、公益社団法人徳島県産業国際化支援機構等と連携し、更なる輸出の拡大に取り組んでいるところでございます。

梶原一哉委員

令和10年に91億8,000万円を目標にされているということなので、徳島の農林水産業にとっては非常に大きな課題だと思います。是非達成できるように頑張ってくださいと思います。

今後の経済分野における海外展開の予定ということで、今後のインドネシア、ベトナム、フランス、中東、北米、中国、こういった国々に対してどのようなアプローチをしていくのかという資料を頂いていますけれども、この中で香港・マカオではマキシムというところでプロモーションを行うと書いているんですが、マキシムとは何なののでしょうか。

新居生産流通課販売・物流支援室長

今年度の海外展開でのイベントスケジュールの中にございます香港・マカオのマキシムについてのプロモーションのことかと思えます。

今年度、香港・マカオにおいてプロモーションを行う予定としておりますマキシムは、香港・マカオを中心に中国、東南アジアで2,000店舗を超える飲食店を展開するアジア最大の飲食店グループでございます。

香港は我が国の農林水産物・食品の輸出額としては2位の地域でございまして、特に日本食の人气が非常に高い地域でございますので、これまでだと金時や阿波尾鶏等の県産品を中心に、日系の百貨店とか日本食レストランでプロモーションしてきているところでございますが、今後更に販売拡大をしていくためには現地系の商流開拓が必要であると考えております。今年度、アジア最大の飲食店グループでございますマキシムグループのバイヤーを本県に招へいいたしまして、現地商談会を開催させていただいて、さらに県産農林水産物が旬を迎えます秋にマキシムグループの飲食店において徳島フェアを開催したいと考えております。

梶原一哉委員

これも非常に面白い取組だと思いますので、香港とか台湾、中国は、食は文化ですので、是非この辺でも徳島の食材をしっかりと売り込んでアピールしていただきたいと思います。

あとフランスのパリのアンテナショップでGOENというのがあって、ここで商品の通年販売が行われていると書かれてありますけれども、パリで行うようになったのは、どういった経緯なのでしょう。

新居生産流通課販売・物流支援室長

ただいま、パリのアンテナショップGOENが開設になった経緯ということで御質問を頂きました。

まずEU、ヨーロッパは世界のGDPの6分の1を占める巨大な市場でございまして、特にフランス・パリは世界中から一流料理人が集まる食に関する情報発信拠点であり、高い発信力を有する地域でございます。

このため、これまで星付きレストランのシェフを対象にした食材提案会等を開催いたしまして、本県が誇るユズやスタチをはじめ、とくしま三ツ星ビーフですとか鳴門わかめ等のプロモーションを展開しているところでございます。

その結果、ユズにつきましては現地でもYuzuとして定着しておりますとともに、木頭ゆずにつきましてはユズのトップブランドとして認知されております。EUはもとより北米やアジアでの需要が拡大している状況でございます。

このようにフランス・パリで認知、評価を受けることによりまして、世界的な認知度向上、輸出拡大につながることから、県産品の輸出拡大を図る上で、パリでテストマーケティングを行うことが非常に重要であると考えておりましたところ、長野県佐久市を拠点に国内の銘品を欧州、ヨーロッパに輸出促進しております一般社団法人長野欧州貿易支援機構、現在は日本欧州貿易支援機構と名前が変わっておりますが、そちらがパリに日本初の常設アンテナショップGOENを開催するというので、令和6年5月のオープンに合わせまして、徳島県コーナーをGOENの中に設置させていただいております。

梶原一哉委員

間借りをさせていただいているということで、賃貸料とかそういうのはお聞きませんが、恐らくそれなりの家賃で借りられていると思うので、すぐには実績は出ないと思うんですけど、世界にユズをはじめ農産物を販売していく非常に大事な一つのステップですので、これもしっかりとやっていただきたいと思います。

それなりの予算も使われていると思うので、その予算に対してどれぐらいのリターンがあったかというのは検証もなかなか難しいと思うんですけど、しっかりコスト意識を持ってやっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、スマート農業の普及についてお伺いいたします。今、農業従事者が2025年の時点で103万人、そのうち65歳以上が約7割、65歳以下が3割ということで、高齢化が本当に進んでいます。

このままの状況で推移したら、今後40年間で現在の約4分の1まで農業従事者が減少す

ると言われておりますけれども、徳島県に当てはめると、どういう推計になるのか、また今後の徳島県としては、こういうことに取り組むという見通しを教えていただければと思います。

山本農林水産部次長（農林水産総合技術支援センター経営推進課長事務取扱）

ただいま梶原委員から、農業従事者数の減少の状況ということで御質問を頂いております。

お話にあったとおり、最新の2025年農林業センサスによりますと、全国の基幹的な農業従事者数が103万人、前回調査の令和2年の136万人から比較いたしますと24%減少ということになってございます。

また、お話にもありましたが、年齢構成では65歳が7割、大半を占める状況でございます。

一方、本県におきましては、令和7年の基幹的農業従事者数で言いますと1万4,533人ということで、前回が令和2年、1万9,186人でございますので、こちらも5年間の減少率といたしましては24%ということで、全国とほぼ同水準という状況になってございます。

一方、65歳以上の割合につきましては全国72%と比較いたしますと74%と、少し全国水準以上に高齢化が進んでいる状況でございます。

また、今後20年間の推計なんですけれども、こちらは国が令和6年度の動向分析ということで行った結果ではございますが、全国の基幹的農業従事者数は今後20年間で現在の4分の1まで減少すると推測されております。先ほど申し上げたとおり本県の減少率、それから現在の年齢構成などから勘案いたしましても、全国と同様の減少傾向をたどることが推測されるところでございまして、大変厳しい状況であると考えております。

こうした中でございますので、今後担い手の育成確保はもとより、産地の更なる生産性向上、それから省力化に向けたスマート農業の推進というのが不可欠であると認識させていただいております。

梶原一哉委員

今後は担い手の確保と生産性の向上を図っていくしかないと思うんです。私も農業は本当に素人なので偉そうなことは言えませんが、この前の事前委員会でも話しましたが、南のほうの、ICTを活用した、大規模に農業を展開している法人さんを視察してきたんですけれども、その取組が本当にすごい取組でして、これぞ正にこれからの農業をやっていくには不可欠なものではないかと感じました。

今後、ロボットとか、AIとか、また人工衛星を活用した農作業の効率化をもたらしていくスマート農業技術の導入が不可欠だと思うんですけれども、県内のスマート農業の普及の現状というのは、どういう感じになっているんでしょうか。

山本農林水産部次長（農林水産総合技術支援センター経営推進課長事務取扱）

ただいま、県内のスマート農業普及の状況について御質問を頂いております。

お話のとおり農業の担い手不足が深刻化する中、スマート農業の実現というのが生産性の革新的な向上によりまして、本県産地の持続的な発展につながる非常に重要な要素だと

感じております。県といたしましても、これまで国や県の補助事業等を活用いたしまして、農業法人等によりますスマート農機などの導入支援をはじめ、スマート農業技術の普及啓発に取り組んでいるところでございます。

具体的に申し上げますと、県下全域で産地ごとに、水稻における、例えば草を抑える抑草ロボット、アイガモロボなどの実演であったり、ユズのドローン防除の実演会であったり、あるいはナスの環境測定システムを活用した展示圃の設置と併せまして、農業者の皆様研修会を実施することでスマート農業に触れていただいて、新しい情報の提供や理解促進を図っているところでございます。

こうした結果、本県でスマート農業技術を導入している農業経営体が平成29年度の調査では10経営体であったんですけれども、現在、直近の令和7年度には125経営体ということで、着実に導入は進んでいるということでございます。

引き続きまして、スマート農業の普及と実装に向けて、各地域で関係機関などとも連携しながら進めていきたいと考えております。

梶原一哉委員

今、125の農家さんがということで分かりました。

どんどんこういう意識が芽生えてきているので、すばらしいなと思います。食料自給率の問題にまで遡ったら、本当に大事な問題ですので、県としても農業のICT化につきましては今後しっかりと力を入れて、県内の生産者の方をバックアップしていただきたいと思います。

先ほど課長からも担い手の確保ということでお話がありましたけれども、最後に北海道大学大学院農学研究院研究院長の野口伸先生という方がおられまして、この方は今後のスマート農業についてこういうふうに語られています。ICTによる農作物の栽培といっても当然、携わるのは人だ。だからこそ、技術を最大限活用できる人材と、それを生み出す人材の育成が欠かせない。その後で、その点、農業高校や農業大学校の学生に最先端技術を学ぶ機会を作ることが必要だと。またスマート農業技術の有用性を学べるデモファーム、農場を作って、各地の農業試験場と連携して、農家の意識啓発を行うことも重要だと言われております。

ですのでICT化も大事ですけど、基本的には人を育てることが大事だと先生は言われています。農業高校や農業大学校での取組とかデモファームについて、どういうお考えを持たれているか、最後に教えていただければと思います。

山本農林水産部次長（農林水産総合技術支援センター経営推進課長事務取扱）

スマート農業普及、実装するための人材の育成・確保について御質問を頂いたと思います。

本県では、農業大学校においてもスマート農業の意義や活用方法に関するカリキュラムを設けており、スマート農機を実際に活用した実習を行っております。また、先進的な活用事例の視察、研修なども行っているところでございます。

とりわけ農業大学校では、ドローンの操作については学校内で基礎から資格の取得まで一貫した指導をしているところでございます。

また、所管ではございませんが、県内の農業高校でも自動環境制御システムによる生産技術など、実践的なスマート技術を学習に組み込んでいるとお聞きしておりまして、高校でもスマート農業の学習が進んでいるということでございます。

また、デモファームにつきましては、先ほども申し上げたんですけれども、各地域で展示圃であったりとか、実践会であったりとか機械メーカーなどとも連携しながら実際に触っていただいて、見ていただくという機会を設けておるという対応になってございます。

梶原一哉委員

ちなみに、農業大学校は今、定員に対して何人ぐらい入られているのでしょうか。

山本農林水産部次長（農林水産総合技術支援センター経営推進課長事務取扱）

農業大学校なんですけれども、今は2年制で行っておりまして、各学年40人で、合わせて80名の定員でございますが、ここ数年は22名から25名あたりで推移しておりまして、充足率でいいますと6割ぐらいの状況でございます。

梶原一哉委員

今、定員の6割しか入られていないということですので、この辺をもう少し工夫されて、いろんな働き方を模索していくという社会ですので、農業をやってみようかという若い人もこれから増えてくるかも分からないですね。

ですのでこの辺、農業大学校というのは一般の方が余り知らないというか、一つの働き方として、農業というのは良いんだよともっとアピールしていただいて、若い人を育てていくしか道はありませんので、またよろしく願いしたいと思います。

七條農林水産部次世代農業担当部長

農業大学校の件について、いろいろ示唆に富んだ御意見を頂いたところでございます。

先般の本会議におきまして、沢本委員より一般質問で、農業大学校改革の必要性にかなり踏み込んだ御質問を頂いており、委員おっしゃるとおり、今、定数割れがほぼ常態化しておる状況ですとか、過去大半を占めておりました農家出身の学生さんが半数を下回る状況になっておりまして、社会構造の変化とともに農業大学校を取り巻く環境は非常に変わってきております。

さらに現在、農業の栽培技術のみならず、御質問がありましたようなスマート農業の進展に伴う対応ですとか、さらには地球温暖化に対する対応とか様々な高度化する課題が出ておりますので、今、大学校の改革に向け検討会を設置して、年内には方向を取りまとめまして、来年、令和9年度から、令和10年度に向けて新たな学生の募集を開始し、令和10年4月からの新しい農業大学校のスタートに向けまして、今、議論を進めておるところでございまして御理解を賜るとともに、今後も御指導いただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

梶原一哉委員

最後に部長に力強い決意を述べていただきましたし、しっかり取り組んでいただければ

と思いますので、よろしくお願いします。

仁木啓人委員

私からはまず箇所付けからお聞きします。

箇所付けの 1 ページにあります老朽ため池等整備事業ですけれども、阿南農林事務所で大谷溜というのがあります。こちらの事業の場所等の概要、スケジュール等を教えていただければと思います。

若山生産基盤課長

ただいま、6 月補正での箇所付けの大谷溜について御質問を頂いております。

大谷溜につきましては、阿南市桑野町の元自動車学校の上流に位置するため池でございます。

老朽化も進んでおりまして、下流には J R 路線があったり、あるいは県道があったりということで、いざ破堤しますとそこに影響が及ぶという所で、現在進めております。いろいろ J R 路線とかの協議に時間を要しておりますが、進めております。

今回は 1,000 万円追加いたしまして、測量と設計を進めさせていただきまして、順次着手できるように準備しているところでございます。

仁木啓人委員

こちらは数年前に土地改良法の改正で受益者負担が要らないという事業でやっていると思うんですけれども、現状、阿南市内のため池でこの事業を利用しようとしてお待ちになられている件数は把握されていますでしょうか。

若山生産基盤課長

阿南市のほかの地区ということで、現在は大谷溜なんですけれども、阿南市でいきますと新野地区に複数のため池が存在しております。そこで来年度以降の、新規の動きは把握しております。今後、具体的なスケジュールに載ってくるものと考えております。

仁木啓人委員

ため池の廃止とか、いわゆる防災機能の強化という部分については、阿南市内におきましては農業用のため池というのが多いです。

ただし、パイプラインがほ場整備でどんどん進んでいって、その部分が必要でなくなりつつも、安全性に配慮していかなければいけない状況が続いていますし、制度を利用していくという推進を我々は訴えてきた側でございますから、待ちがどれぐらいあるかももう少し具体的に幅広く把握していただいた上で、切れ目がない形で推進していただきたいと思いますので、その点よろしくお願いします。

若山課長、本会議からの続きで申し訳ないんだけど、今回の台風で長生町平野また明谷地区におきまして浸水がありました。今回答弁で頂きましたのは中長期的な部分と短期的なものであります。

今日は短期的な部分について具体的に教えていただきたいと思いますと思うんですけれども、答弁

では移動式のポンプを、排水ポンプの部分のを要請できるというお話でありました。そこら辺、具体的にどういった場合、手順、また何が対象かという部分について教えていただければと思います。

若山生産基盤課長

ただいま仁木委員より、移動式のポンプの件について御質問を頂いております。

考えておりますのは、中国四国農政局で土地改良施設の機能維持を目的とする排水作業を行うための排水ポンプ車の保持、運用、管理をしていただいております。排水ポンプ車というのは県とか市町村、あるいは土地改良区からの要請により出動いただくものとなっております。ですので、出動していただくことの調整を事前にやっておくことで、速やかな出動が可能になると考えておりますので、農政局とも密に連携しておくことを考えております。

仁木啓人委員

是非ともお願いしたいと思います。

現状、明谷地区は段地区、西山地区と二つありますけれども、段地区においては国土交通省のポンプ車が行っていると思います。

西山地区には施設園芸とかあるわけなんですけれども、そこら辺が2年に1回ぐらい浸水します。こういう状況なんです。西山地区の問題点は何かといったら、県道をまたいでいる。だからポンプを据えられるかと。据えられるかというのは移動式ポンプ車を配置はできるんですよ。旧堤防があるから。旧堤防の上で配置はできるんだけど、それをまたいで排水できるかというところが問題点になってくる。

これは農政局に要請した際にどうにかして、そこを賄い切れるような方策を、逆に平時のうちから段取りできないかと思うんですけども、その点は何らか方策がないかお聞かせください。

若山生産基盤課長

仁木委員からの御質問を頂いております。

おっしゃるとおり排水する場所の地形条件であるとか排水条件、このあたりを事前に確認しておくというのは非常に重要と考えており、今回は明谷地区で大規模な浸水が起こったということで、このあたりは現地を確認させていただきたいと考えております。

仁木啓人委員

是非ともお願いします。事前に見ていただいて、ポンプのいわゆる口について、ホースでいくのか、何でいくのか分かりませんが、何らか対応していただきたい。

ホースが給水地をまたげるように、何かしらの造作も含めて御検討いただかなかつたら、すごく良い御答弁を頂いたんだけど、実際に出動したら回せませんでしたということになってしまったら僕はオオカミ少年になってしまうので、ここら辺、具体的に段取りを進めていただきたい。

また台風が近づいていますし、雨の時期、1週目はぎりぎりいけるのですが、2週連続

で来たときは保水率が高くなっているので難しい。だから早急にその点お調べいただいて、今夏の雨を乗り切れるように、よろしくお願いできればと思います。

続きましてターンテーブルですけれども、御報告いただきましたが、いわゆる関与売上げが大事だということを私は申し上げてきました。

逆に言えば、ターンテーブルの会社の運営状況なんて別にどうでもいいんだという話をはっきり申し上げて、何が大切かといったら広告目的でやられているといううったてなので関与売上げがどれだけなのかということが大事。

関与売上げを見てみますと、前年と同じぐらいの推移になっています。ここの売上額というのは累計でいって、それが続いていますという売上げなのか、はたまた新規がこれだけあるんですという話なのか。新規の割合と累計の割合を教えてくださいたいと思います。

新居生産流通課販売・物流支援室長

ただいま仁木委員より、ターンテーブルがきっかけとなった売上げの中身と新規の取引額ということでございます。

ターンテーブルがきっかけとなった売上げといいますのは、ターンテーブルでの試食商談ですとかテストマーケティング等がきっかけとなりまして、これまでに県内事業者と首都圏事業者との間で新たに商流ができた時の取引を、イベントに御参加いただきました事業者ですとか、これまで取引ができております事業者等から聞き取り等をさせていただいた、昨年 1 年の売上額でございます。

令和 7 年度は 3 億 6,453 万円と御報告させていただいているところでございますが、先ほど言いましたように、これは単年の新規というより、これまでつながったところの事業者の売上げが多く含まれております。

令和 7 年度に行いましたテストマーケティングですとか、またターンテーブルが関連しまして百貨店等のイベントで販売された金額も含まれておりまして、こちらにつきましては、令和 7 年度は 627 万 8,000 円という金額となっております。

仁木啓人委員

その数字が出たんで、今後は継続するか、しないかという議論は話が早いと思います。

継続してやってきていただいたことに対してはとても敬意を表しますし、県内品についてこれだけの金額を関与品で売り上げていただき、本当にターンテーブルの運営会社の方々には厳しいコロナ禍も含めて一生懸命やっていただいたことに感謝と敬意しかないと考えています。

一方で、新規部分についての関与売上げが年間 600 万円程度ということがございます。この点については、さきの、前年度の議論において私は、この部分が多いのであれば別のところでも新規商流を維持していかなければいけないのではないかと。だから、そういった部分で新たなところというのでも検討せざるを得ないのではないかとという話もしましたけれども、現状がこうなのであれば急いでせずとも、新たに計画を立て直して、PDCA サイクルの下でやり直しという方法が一番適性ではないのかと思いますので、年度末に向けて最後まで、先ほど梶原委員がおっしゃったように敷金の点についても経費を圧縮していただけますようお願いしたいと思います。

鳥獣被害ですけれども、鳥獣対策課の数字は毎回、農作物の被害、また捕獲頭数というところなんですけど、生活圏域で見る野生動物たちというのは年々増えているように思っています。鳥獣対策の本旨は一体何なのか。それは生活圏域にきた、いわゆる人的被害を含めての鳥獣対策なのか。また農作物等の捕獲量というところのみが御課の本旨になっているのか、そこら辺を教えていただければと思います。

渡辺鳥獣対策課長

ただいま委員より、農作物被害以外にも被害があるのではないかと、その部分の対応はどうするのかというお話を頂いております。

先ほど報告させていただきましたのは農作物被害の状況でございまして、それ以外に市街地に出没いたします野生鳥獣への対応もしていかなければならないのではないかと考えております。

県では市町村が中心となって事案に対応するに当たり、それぞれの関係機関の役割分担を明確化して、速やかに適切な対応が実施できる体制を整備するための指針として、令和5年3月に市街地徘徊鳥獣対応ガイドラインを策定いたしまして、それに基づき、現在対応しているところでございます。

仁木啓人委員

市街地徘徊鳥獣対応ガイドラインの数字的なもの、このガイドラインには何を集計するというのは載っているんですか。徘徊ガイドラインがあるのでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

何が言いたいかというと、出現したとか、そういった部分の指標はあるんですか。

渡辺鳥獣対策課長

ただいま委員より、市街地徘徊鳥獣対応ガイドラインに関する御質問を頂きました。

目安といたしましては情報提供のような形で、徳島鳥獣対策マップを作成いたしております。

これは市街地におけますイノシシ、あるいはサルの出没情報を集約して地図上に見える化をする専門ウェブサイトでございまして、令和6年7月から運用を開始したところでございます。

令和6年度の公開件数は249件、それから令和7年度においては145件の情報を載せて広く県民の方に活用いただいた上で、人身被害の未然防止を図っていくという取組をしております。

仁木啓人委員

なぜそれを聞くのかと言いましたら、山から順番に距離を取ったら農作物被害の次が人身被害になってくるのではないかなと思うんです。

そうしたら人身被害に至るまでには人の目に触れるという徘徊の目視とか、そういった数が大事になってくるのではないかと、そこをどう対策するかというところも考えなければいけないのではないですかという話なんですよ。

なぜかといいましたら、先ほど県南では被害数が減ってきたとおっしゃっていました。人身被害ではないですよ。農作物の被害が減ってきたとおっしゃっていました。

ただし、我々の体感でいくと、この前、運動会の準備で地元の小学校のグラウンドに朝起きて行ったら、シカが運動会をしていたわけです。なぜだと。農作物の被害が出ていなくても目の前まで来ている状況があるわけです。昔というか、僕らが小さい頃はいなかった。

ここら辺というのは、市街地徘徊鳥獣対応ガイドラインがあるんだったらそれにのっとるか、若しくは情報収集をもっと強化するかという部分がなかったら、実質の対応は農作物被害のみになってしまうのではないかなと言わざるを得ないわけなんですね。

だから、そこら辺の答弁をくれとは言いませんけれども、こういう観点を持って進めていっていただくほうがよろしいのではないかなということを申し上げておきたいと思っております。

ここから最後ですが、田上課長、本会議で時間がなかったので取り下げさせていただきましたが、県産牛肉の海外輸出促進についてです。

（資料提示）

田上課長、用意されている答弁ではなく、分かりやすく、みんなが分かるように御答弁いただければと思うんですけれども、結局 E U と米国、東南アジア、イスラム諸国、本県がターゲットとしている部分がありますよね。その中で私が 2 年前に申し上げたのは、みんな消費が見込めるわけなんですけれども、その中でも E U においては一人当たりの年間の牛肉の消費が 16kg、米国だったら 38kg、これに人口がどれだけいるかというと E U は 4 億 4,720 万人、米国は 3 億 3,300 万人ということなんですよ。

相手国に対しての和牛のシェア率が E U 0.01%、米国についても 0.01%、東南アジアについては 0.97%、イスラム諸国については 0.04%、本県がシェアできているのがイスラム諸国、ハラール。本県はよく頑張っている。頑張っているんだけど、ここに目を付けた事業者がすごい。だからそこを今も応援してきているけれども、もっとどんどん応援して欲しい。

一方で、東南アジアについては、ここは出そうと思ったら出せるわけです。それはなぜかといったら本県にあると場で賄い切れる。E U、米国については衛生基準を満たしていないから、本県からダイレクトに出せないです。これが問題ではないですかということをずっと言ってきて、食肉センターを新しくするためにどうしたらいいんだという話をずっと議論してきたはずなんです。

この部分で言えば、イスラム諸国、東南アジア、E U、米国、それぞれの衛生基準を分けてターゲットとしてこれまでやっていたんでしょと聞きたいのですが、事実はどんな感じですか。

田上畜産振興課長

ただいま仁木委員より質問を頂いた件ですけれども、委員がおっしゃるとおりイスラム諸国につきましては本県は全国に先駆けてハラール専用食肉センターを整備、支援させていただきまして、現在でも日本からイスラム諸国に輸出するうちの約 7 割を本県が占めているということで、県全体の輸出量としては 640 t と、今急拡大しているところでございます。

委員がおっしゃるように、欧米の輸出につきましては現状、県内でと畜できる食肉処理施設が存在しないということでございまして、欧米に輸出している生産者は今は県外の食肉処理施設を活用されているといった状況になっております。

欧米につきましては、牛肉大国というところもありまして、そこでの市場開拓という目的もございますけれども、実際に徳島県産ブランドを欧米に輸出することで、そのブランド牛のブランディング効果も高まると考えております。

現状、欧米行きの輸出については、県外まで運ばなければということで、生産者にとってはかなりの負担になっているところがあります。昨年の委員会でも、そういったところの負担をどう考えているかという御質問を委員から頂いたかと思うんですけれども、そこにつきましては生産者の声を聞かせていただきながら、県といたしましては本年度、欧米に輸出される生産者の負担になっております輸送費であるとかカットの処理、そういった経費とか、またハラール認証、ユダヤ教徒向けのコーシャ認証、その輸出に必要な認証取得に要する経費といったところをサポートさせていただく、徳島県産ブランド畜産物海外・インバウンド市場開拓推進事業を創設させていただいたところでございます。

仁木啓人委員

私どもの会派は予算全部を事前に政策調査会で勉強させていただいていますから、その際の当初予算の事業の部分については、そこまで踏み込んだ制度設計ではなかったのではないかと思います。

改めて我々は求めていますし、実際にEU、欧米に行く事業者があったとしても、割る頭数というのは制限があるのでしょうか。だから新たにEUとか欧米に出したいという事業者がいたとしても、なかなかできないですね。

だからこそ食肉センターが必要なのではないかと。また改めてEU、欧米に行きたい、出したいという人たちのためにも、そのコストは補助金として見ていかなければいけないのではないかとこの話を重ねてきたと思うんです。

だからそういった部分で、今御答弁いただきましたけれども、当初予算に計上されていた、今執行中の予算の中で、その補助的な部分を見られるという見解でよろしいですか。

田上畜産振興課長

おっしゃるとおり、そういったところの短・中期的な当面の対策といたしまして、生産者が輸出を目的に県外の食肉処理施設を活用される場合につきましては、経費の一部をサポートさせていただくという理解でよろしいかと。

仁木啓人委員

ということで、県内事業者の中でも欧米とか米国に行きたい方もたくさんいらっしゃると思いますし、その方においては頭数制限なし、民間のほうは少し高いけど、あとは補助金の総額で見られるのではないかと思いますから、商流というか、消費の規模はイスラム諸国も多いですよ。多いけど、実際にEUの一つの国に入れたらEU全部いけるのだから、すごく多い。

イスラムでのハラールを一生懸命頑張ったのと同じように、米国、EUというのもしっ

かりと対応していかなかったら。ここは単価が高いですから。

だからこの点、短期的には補助を利用させていただいて、長期的にはと場が要るんです。

だから衛生基準が高いもの。EU、欧米がいけるんだったら東南アジアもいけるでしょう。こっちのをきちんと造っていたらいけるんだから、その点しっかりと食肉センターのことについても県も過去、知事が答弁されたように関与していただけていますよう、よろしく願い申し上げて、私の質問を終わります。

寺井正邇委員

梅雨の時期ですし、雨が心配なわけでございますけれども、台風 7 号は大型なので非常に心配しておりまして、誰か質問するのかなと思っていたら仁木委員がやってくれたので、私も台風 7 号への備えについてどう考えているのかお聞きしたいと思います。

台風 6 号で農業の生産物、そして施設を含めて確か 1 億円ぐらいで、あと林業は 2 億 3,000 万円ぐらいでしたか。台風 6 号でそれなので、今度の台風 7 号は非常に大きい台風だと言われておりまして、向きもちょうど前回と同じようなコースで、しかも今度はもっと近いのではないかと感じるわけでございます。

多分、今までを想像しますと農家に対する指導なり、いろいろなことがあるかと思うんですけれども、台風 7 号に備えてどのようにされるかお聞きしたいと思います。

古野司委員長

小休いたします。（12時02分）

古野司委員長

再開いたします。（12時02分）

山本農林水産部次長（農林水産総合技術支援センター経営推進課長事務取扱）

今現在、台風 6 号の調査はまだ途中段階でございますが、また続きまして台風 7 号ということで、前回と同様にはなるんですけれども、直ちに県下 7 か所の農業支援センターなどを通じて事前の対策、それからもし台風が来た場合には、事後の速やかな調査と回復に向けた指導などをさせていただこうと思っております。

寺井正邇委員

御存じのとおり徳島の特産物といいますか、レンコンであったり、イモであったりするわけですが、特にレンコンは、これから一番大事な時に葉っぱが飛んでしまうと収量が減っていきます。鳴門には梨もあり、この間の台風で摘果作業を更にしたものが残っているわけですが、それがまた飛んでしまうということになってきて、農家にとっては 1 年間の収益が飛んでしまうことになっていきますので、支援体制を含めてきちんとやってほしいなと思います。よろしく願いしたいと思います。

もう 1 点は、2 月の委員会でお聞きしたと思うんですけれども、国民も、それから農家自身も一番気になっているのが、お米の値段です。

概算金が、去年でしたら既にこの時点で 30kg が 1 万 5,000 円という話が出ていたはずで

すけれども、今年はその話も出てこない。

私は皆さん方というのではないのですが、農家が安心して米作りができるような値段を、県は簡単に指導ができるんでしょうけど、なかなか難しい世界でございます。指導してほしいとお願いしたところでございますが、その後、農業協同組合等の概算金等々についての議論はあったんでしょうか。

水口生産流通課長

ただいま、米の価格について県と農業協同組合との協議等があったのかという御質問だったかと思えます。

2月にも、それ以前にも申し上げておりますとおり、生産者の方々にとっては長引く生産資材の価格高騰など様々な厳しい経営環境の中、米価の下落というのは生産意欲を大きく減退させる、させかねないことでございまして、営農の継続のためには再生産可能な水準が保たれることが重要であると認識してございます。

しかしながら、農業協同組合の概算金を含め主食用米の買取り価格につきましては、民間事業者において販売環境や需給の動向、生産コストなどを総合的に勘案し、設定されるものでありまして、県がこのことについて直接的に指導を行うことは難しいと考えております。

一方、今年度国では、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律に基づきまして、生産から流通までの合理的な費用として米のコスト指標が策定、公表されたところでございまして、コストを下回る水準での不当な取引に対しましては、国において必要に応じ指導・助言が講じられるものとなっております。

県といたしましては、こうした国の法制度の運用状況や市場の動向をしっかりと注視してまいりたいと考えております。

寺井正邇委員

お米の値段がどうのこうのというのは、農業新聞等々を見ておりますと今どんどん下がっているという話です。コシヒカリで5kgが3,500円という線がよく言われるわけですが、仮に5kg3,500円だとすると、30kgだったら6倍でございますので2万1,000円ぐらいが手元に届く値段かなと。

その間に業者が3業者ぐらい入りまして、農業協同組合、卸売業、それから小売店、それで我々が去年は1万5,000円で売ったわけですが、その乖離は6,000円ほどありますから、3業者が1俵につき2,000円ずつ取っているのかなと感じるわけです。

そこぐらいまで行くなれば今、いわゆるコスト指標という話が出ましたけれども、農林水産省が表しているのが60kgで2万500円ぐらいでしたか、そういう金額でしたよね。ということは30kgで1万円少しです。1万円で徳島県は3石少々という話になっていますから480kgまで行かないぐらいかな、450kg少々ぐらいかなと思うわけですが、そうなってくると、農家にとっては、いわゆるコスト指標の数字でいくと15万円にしかありません。本当は基盤整備ができたりいろいろ法律がいいところの値段にしたらいいのかもしれないんですけど、我々みたいな西日本は特にまたコストが違うわけでしょう。

そうなってくるとマイナス要因といいますか、儲からないとなってくると、せっかく農家がまた頑張ってみようかという動きがあった中で、大変なことになっていくのではないかな。

その上に今回のような台風 7 号で、またいろいろな部分も厳しく傷むようなことがあれば、農家は大変なんですよ。

せめて、米はまだ穂も出ていませんから、台風が二、三日後に来ても、それはまだクリアできるのかと思いますけれども、その辺も含めて、特に米の価格については真剣に考えていただいて、もし指導ができるなら農業協同組合にお願いして、そういう方向をきちんとしてほしいと思います。

今は過渡期といいますか分岐点。農家は大変だと思うので、是非そうしていただければと思います。その点、どうぞよろしくお願いいたします。答弁いただけるのであれば、答弁いただきたいと思います。

水口生産流通課長

価格の件に関しまして、先ほど申し上げたとおり直接的な主食用米に対する価格指導というのは難しいところではございますけれども、持続可能な農業を実現していくため価格変動に左右されない足腰の強い経営体質を作り上げていただくことも重要であると考えております。

県といたしましては、生産者の所得向上に向けまして国の経営所得安定対策を有効に御活用いただけるよう推進いたしまして、市場ニーズに合わせた飼料用米でありますとか、輸出用米などへの戦略的な作付け転換により、主食用米の需給バランスの適正化を図るとともに、多収で高温耐性に優れた新品種のにじのきらめきの普及拡大による品質安定と収量確保、それからスマート農業技術の実装による徹底した作業の省力化でありますとか、有機質資材の利活用によるコストの低減などを組み合わせていただくなど、引き続き価格の変動に左右されにくい経営体質の構築を後押ししてまいりたいと考えております。

寺井正邇委員

前向きに考えていただければ、非常に有り難いと思っております。

知事がこの間の答弁の中で、7 年ぶりに県産の農産物が 1,000 億円を超えた。これは多分、一番大きな影響は米の値段が上がったからだと思うのです。

これがまた下がっていくと 1,000 億円をクリアしないのではないかと私は思うんですけれども、そのためには是非、皆さん方の御指導を頂いて、農業協同組合を指導していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

古野司委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

農林水産部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、農林水産部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第 1 号

以上で農林水産部関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩します。（12時12分）